

『沖繩県町村自治之葉 全』と その沖繩県関係の収録令規について

青 嶋 敏

一 はじめに

沖繩県の設置（明治12年）から昭和戦前期までの間（以下「戦前期」という。）に沖繩県が公布または発令した行政命令である令達・令規（以下本稿では「令規」と総称する。）に関するデータを収集、整理して分析することは、沖繩における近代日本法の受容過程を検討する上での基礎的作業として重要な研究課題であると思われる。そこで筆者は、これまでに、戦前期に編纂・刊行された沖繩県の令達集・令規集のうち沖繩県知事官房文書係編『沖繩県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）¹⁾、沖繩県知事官房文書係編『沖繩県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）（以下「明治44年版『令達類纂』」ということがある。）²⁾、那覇市歴史博物館所蔵の横内家文書中の『沖繩県町村諸規程』（推定発行年明治41年～同43年）（以下『諸規程』ということがある。）³⁾、帝国地方行政学会編『沖繩県警察法規類典 全』（昭和10年台本発行）⁴⁾、沖繩県内務部編『沖繩県会計法規』（大正3年発行）⁵⁾を取り上げ、これらに収録された沖繩県の令規についての紹介を行ってきた⁶⁾。さらに、沖繩県の令達集・令規集以外の情報源であるが、明治20年1月から同23年11月にかけて断続的に「官報」に掲載された沖繩県の県令（正確には県令甲）の件名、令規番号等を一覧表に整理して紹介した⁷⁾。

本稿では、上述のような研究課題の検討の一環として、明治40年3月16日公布勅令第46号「沖繩県及ヒ島嶼町村制」の施行下における沖繩県の町村に関する令規を収録した大崎範一編『沖繩県町村自治之葉 全』（発行所：沖繩県那覇区松下町1丁目14番地、小澤博愛堂書店、発行者：同所、小澤朝蔵、印刷所：

神奈川県横浜市相生町3丁目51番地、大橋活版所、印刷人：同所、大橋徳壽、印刷年月日：大正4年5月19日、発行年月日：大正4年5月22日）（以下「本書」ということがある。）と本書に収録された沖縄県の令規について紹介することにする。

二 本書の所蔵状況と本稿における底本について

本書の所蔵状況について筆者が本稿執筆時点で確認しえた限りでは、本書の原本には、沖縄県立図書館比嘉春潮文庫の所蔵本（以下「比嘉文庫本」という。）と早稲田大学中央図書館の所蔵本（以下「早大本」という。）の二冊がある。このほかに、財団法人沖縄県文化振興会史料編集室（元琉球政府立沖縄史料編集所。以下「史料編集室」という。）が本書の複製本（以下「史料編集室本」という。）を所蔵しており、また浦添市立図書館沖縄学研究室がこの史料編集室本からの再複製本（以下「浦添図書館本」という。）を所蔵している。史料編集室本の複製原本については今のところ不明であるが⁸¹、後述するような早大本の加除訂正の書き込みの特徴からみてその原本が早大本でないことは明らかである。

本稿では比嘉文庫本を底本として使用し、あわせて早大本および史料編集室本を参照した。そこでまず、比嘉文庫本、早大本および史料編集室本の特徴についてそれぞれ簡単に触れておこう。

まず、本書の比嘉文庫本（請求記号：S K318-O73）は、前述のように比嘉春潮文庫の一冊であるが、この比嘉春潮文庫は1983（昭和58）年7月に比嘉春潮氏の遺族から沖縄県立図書館に寄贈されたものである⁸²。比嘉文庫本によれば、本書は、表紙、第11代沖縄県知事大味久五郎による「題辞」、内表紙、沖縄県内務部長永田亀作による「序」（大正4年2月付）、沖縄県理事官（内務部地方課長）内海忠司による「序」（大正4年2月付）、本書の編者である大崎範一（以下「編者大崎」ということがある。）による「自序」（大正4年2月付）、

「目録」（1 - 6頁。本書は目次に相当するものを「目録」と表記している。）、本文（1 - 194頁）、広告（小澤博愛堂ほか5社の広告、合計6頁）および奥付で構成されている。この比嘉文庫本は、本書の原本の姿を完全な形で留めているものであると考えられる。比嘉文庫本の内表紙の右下部分には「比嘉春潮蔵」という印影の方形の蔵書印が押されている。なお、沖縄県立図書館では、この比嘉文庫本の複製本（請求記号：同上）を作成して開架に配架し、閲覧に供している。

次に、本書の早大本（請求記号：ワ10-6788）の内表紙の裏面には、「早稲田大学図書館／昭和31.2.1購入／蔵書」（「／」は改行。以下同じ。）というスタンプが押されており、昭和31年に購入されたものであることがわかる。この早大本の表紙の書名の右側上部および内表紙の書名の右上には「大崎」という印影の丸印（朱印）が押印されているので、早大本は編者大崎の旧蔵書であった可能性がある。さらに、この早大本では、法令や令規の改廃に伴う加除が行われているほか、本書の誤植や脱落等について赤字による文字訂正や書き込みが行われている（これらの加除訂正については本稿の「六 早大本における加除訂正について」で後述する。）が、これらの加除訂正は本書の編者大崎の手によるものである可能性がある。なお、早大本には「題辞」が欠落している。

本書の史料編集室本（請求記号：K318-O52-1~2）は、本文88頁までを収録した「上」と本文89頁から194頁までおよび小澤博愛堂の広告部分を収録した「下」との二分冊からなる複製本である。裏表紙内側に貼付されたラベルには、「琉球政府立沖縄史料編集所／受入1964年3月9日」と表示されており、さらにこのラベルの下に「文教局教育研究課（郷土史関係）」という押印がある（受入年月日は判読不能）。したがって、史料編集室本は、当初は琉球政府文教局教育研究課によって複製本として受け入れられ、その後琉球政府立沖縄史料編集所に引き継がれ、現在は史料編集室によって所蔵されるに至っているものである。この史料編集室本には、「題辞」、内表紙、広告の2頁目以下および奥付の部分が欠落している。さらに、史料編集室本には、「目録」や本文193頁から194頁にかけて黒鉛筆による特徴的な書き込みがある¹⁰⁰。

なお、本書の浦添図書館本（請求記号：U K-324-オ）は、史料編集室本の見開き2頁を複写したものを袋とじて製本した再複製本であるが、本文の15頁～16頁が13頁～14頁の内側に、本文の89頁が87頁から88頁の内側に重ねて綴じられている。

三 本書の編纂目的と収録令規について

次に、本書の編纂の目的や本書の編纂方針を探るために、編者大崎が本書に付した「自序」と「編纂例」に目を向けてみることにしよう。

まず、編者大崎の「自序」は次のとおりである。

「 自序

此の書纂する所、沖縄県町村自治に関する一切現行法規の収録を期し、本県地方制度の実務当局及其の研究者の資料たらしめむとするの微意に出づ。而かも公務の余閑を以て其の纂に当れると、余が生来の魯魚の質とは、此の書をして、時に、余が印契に附せんとしたる当初の志に副はさらしめたるものあるを深く遺憾とす。尤も諸彦の寛恕を乞はざるべからず。遮莫。自治の大成を以て念とする実務当局の士、地方運命の開拓を期するを以て其の名に負かざる江湖の人、仍、此の書に依りて多少の默契に価値ありと為さば、編者の幸何ぞ唯々一片の微衷を他日に存するに止まらんや。

大正四年二月

沖縄県内務部地方課に於て

大 崎 範 一 識す」

編者大崎は、この「自序」において、本書編纂の意図について、「此の書纂する所、沖縄県町村自治に関する一切現行法規の収録を期し、本県地方制度の実務当局及其の研究者の資料たらしめむとするの微意に出づ」と述べている³⁰。すなわち、本書は、沖縄県の町村制度に関する実務当局（県と町村）の担当職

員や沖縄県町村制度の研究者のための手引書の編纂を目的として刊行されたものであった。このことが、本書の書名を「栞」と名付けた所以であろう。

本書にはまた、編者大崎による以下のような「編纂例」が付されている。

「 沖縄県町村自治之栞

編 纂 例

- 一、本書ハ大正四年二月十日現行ノ令規ヲ事類ニ随ヒ輯録セルモノナリ但シ印刷ニ付スルノ日迄ニ公布セラレタルモノ亦之ヲ採録セリ
- 一、令規ノ首ニハ題目ヲ掲クルヲ例トス但シ事項ノ相同シキモノ又ハ主タル令規ニ付随セシムルヲ便トスルモノハ一題目ノ下ニ併載セリ
- 一、令規公布ノ様式ハ之ヲ省約シ公布ノ年月日及番号ハ題目ノ次ニ掲出セリ
- 一、令規中加除改正ニ係ル条項字句ハ直ニ修正ヲ加ヘ其ノ改正令規ノ年次番号ハ之ヲ本令規年次番号ノ次ニ掲出セリ
- 一、一時ノ公布ニ止マルモノ及一般ノ知悉ヲ要セスト認ムル令規ハ之カ掲出ヲ省略シタルモノアリ」

この「編纂例」第1項に記述されているように、本書は、「大正四年二月十日現行ノ令規ヲ事類ニ随ヒ輯録」したものであり、全体を六章（第一章総則、第二章町村吏員、第三章町村会、第四章町村ノ財務、第五章町村行政ノ監督、第六章雑則）で構成し、合計62件の法令および令規を収録している。このうち12件は勅令や内務省令などの国の法令である（これらの類型別件数を表示すると【表1】のとおりである。）。残りの50件は沖縄県の令規であり、その内容は、町村吏員の組織・職務権限・給与、町村会議員の定数や選挙、町村会議の規則、町村税・町村基本財産・予算・納納・起債などの財務会計、町村巡視や出納検

【表1】『沖縄県町村自治之栞』所収
国の法令の類型別件数

法令の類型	件数
勅令	3件
内務省令	6件
内務省告示	1件
内務省訓令	1件
内務省地方局長・内務部長通牒	1件
合 計	12件

査などの町村行政の監督、公告式や町村処務規程の準則など、多くの事項に及んでいる（ただし、大正4年1月末日現在の「本県町村区域」〔本書30頁、後掲の【表7】の符号・整理番号で言えばG2〕は、令規類型や令規番号の記載がなく、厳密に言えば令規ではないと考えられる。また、大正4年1月8日の訓令甲第1号「内務報告例」〔本書161頁、後掲【表7】のG37〕に関しては、「内務報告例別冊ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」という制定文は掲載されているが、「別冊」の令規本文の掲載が省略されている。）。上述のように「編纂例」第1項は「大正四年二月十日現行ノ令規ヲ……輯録」したと記述しているが、本書に収録されている沖縄県令規の時間的範囲についていえば、最も新しいものは上述の「本県町村区域」（後掲【表7】のG2）であり、これに次いで新しいものは上述の「内務報告例」（後掲【表7】のG37）である。他方、最も古いものは明治28年4月22日の訓令第86号「臨時公費賦課ニ関スル注意」（後掲【表7】のG19）である。この50件の沖縄県令規の類型別内訳を件数の多い順に列挙すると、訓令甲24件、県令11件、内務部長通牒7件、訓令乙、内訓および伺定各2件、訓令1件、その他1件（上述の「本県町村区域」）である。この50件の沖縄県令規の章別・類型別件数を表示すると【表2】のとおりであり、また年次別・類型別件数を表示すると【表3】のとおりである。

なお、本書の192頁～194頁に収録されている明治41年5月〔地〕第114号沖縄県内務部長通牒「廃滅シタル令達」（後掲【表7】のG50）は、「沖縄県及島嶼町村制ノ施行並規定改正ノ為廃滅シタル令達別紙ノ通有之候条御部内町村長へ御指示相成度此段及通牒候也ノ追テ別紙記載以外ノ通牒ニシテ本制及新規程ニ抵触スルモノハ総テ消滅シタル義ト御了知併セテ御示達相成度候也」（「／」は改行。引用者による。）としたうえで、合計37件の沖縄県の「廃滅シタル令達」の名称または件名、公布または発令年月日（ただし一部の令規には月日の記載がない。）、令達類型および令達番号を列挙している⁹⁸。

【表2】『沖縄県町村自治之彙 全』の章別・類型別収録令規件数

章	章名	県令	訓令	訓令甲	訓令乙	内訓	内務部長通牒	伺定	その他	合計
第一章	総則			1					1	2
第二章	町村吏員	4		2	2			1		9
第三章	町村会	2		3			1			6
第四章	町村ノ財務	4		9		1	2			16
第五章	町村行政ノ監督		1	6						7
第六章	雑則	1		3		1	4	1		10
	合計	11	1	24	2	2	7	2	1	50

【表3】『沖縄県町村自治之彙 全』年次別・類型別収録令規件数

年次	県令	訓令	訓令甲	訓令乙	内訓	内務部長通牒	伺定	その他	合計
明治28		1							1
明治41	11		15		2	6	2		36
明治42			2						2
明治43			3			1			4
明治44			1						1
明治45			1	1					2
大正2			1						1
大正3				1					1
大正4			1					1	2
合計	11	1	24	2	2	7	2	1	50

注：表中に記載のない年次に公布・発令された令規は本書には収録されていない。

四 本書の編者について

ところで、本書の編者である大崎範一はどんな人物であったのであろうか。次に、この点について若干検討することにしよう。

本書の内表紙は本書の編者について「沖縄県属 大崎範一編纂」と表示しており、また本書の「自序」（大正4年2月付）の末尾で編者大崎がみずから「沖縄県内務部地方課に於て」と記していることから、編者大崎は、本書を編纂した当時、沖縄県属として内務部地方課に勤務していたことがわかる。また、中央の官庁と地方の庁府県の主要課長級以上の職員の略歴を掲載することを目的として刊行された『日本官界名鑑』（日本官界情報社刊）の初版（昭和11年3月17日発行）および第2版（昭和12年12月15日発行）に、大崎範一の略歴が掲載されている¹⁰⁰。そこで、以下にまず同書初版から大崎の略歴部分を引用す

ることにしよう。

「大崎範一 従六 地方事務官 群馬県学務部社寺兵事課長兼社会教育課長
東京府人明治廿四年五月十二日出生大正八年東京外国語学校卒業明治四十
四年沖繩県属拝命爾来大蔵属埼玉県属広島健康保険署長崎健康保険署長
同課長群馬県健康保険課長等歴任昭和八年現職ニ任ズ〔以下、趣味、家庭、
住所、電話番号は省略〕」⁴⁴

次に、同書第2版から同様に大崎の略歴部分を以下に引用することにしよう。

「大崎範一 正六勲六 地方事務官 群馬県総務部庶務課長
東京府人明治廿四年五月十二日出生大正八年東京外国語学校卒業先是明治
四十四年沖繩県属拝命爾来大蔵属埼玉県属広島長崎各健康保険署長長崎群
馬各県健康保険課長同県学務部社寺兵事課長兼社会教育課長等歴任現時前
記ノ任ニアリ〔以下、趣味、家庭、住所、電話番号は省略〕」⁴⁵

この略歴によれば、編者大崎は明治44年、20歳のときに、沖繩県属に任命されているが、明治44年5月1日現在調査に係る『明治四十四年 職員録(乙)』(印刷局、明治44年7月21日発行)⁴⁶の沖繩県の部分(701頁~706頁)には、大崎範一の氏名は掲載されていない。したがって、編者大崎が沖繩県属に任命されたのは明治44年5月2日以後であったと推定される。そこで以下では、上記の略歴を手がかりにして、編者大崎の経歴を明治45年以降に発行された『職員録』(大正13年までは印刷局発行、大正14年以降は内閣印刷局発行)で辿ってみることにしよう。大崎範一は、まず、①明治45年5月1日現在調査から大正5年5月1日現在調査までの各年の『職員録(乙)』によれば、沖繩県属として内務部に勤務している。ついで、②大正6年5月1日現在調査の『職員録(甲)』⁴⁷によれば、大蔵属として大蔵省本省の銀行局に勤務している。③大正7年から大正9年までに発行された『職員録』⁴⁸については本稿執筆時点ではいまだ大崎範一の氏名を確認することができていないが、この間に大崎は東京外国語学校専修科の英語学科を修了しており⁴⁹、その間は東京府またはその近県に居住していたものと考えられる。その後、④大正10年7月1日現在調査から大正14年7月1日現在調査までの『職員録』によれば、埼玉県属として内務

【表4】大崎範一の経歴

省県	部局署	官名	補職	官等	俸給	位階勲等	出典
沖繩県	内務部	属		判任官四等	十一級俸		『明治四十五年職員録(乙)』(明治45年5月1日現在)739頁
沖繩県	内務部	属		判任官四等	十級俸		『大正三年職員録(乙)』(大正2年7月1日現在)727頁
沖繩県	内務部	属		判任官四等	十級俸		『大正三年職員録(乙)』(大正3年5月1日現在)753頁
沖繩県	内務部	属		判任官四等	九級俸		『大正四年職員録(乙)』(大正4年5月1日現在)769頁
沖繩県	内務部	属		判任官三等	八級俸		『大正五年職員録(乙)』(大正5年5月1日現在)791頁
大蔵省	銀行局	属		判任官三等	八級俸		『大正六年職員録(甲)』(大正6年5月1日現在)175頁
?	?	?		?	?		『職員録』大正七年五月一日現在 中の掲載頁不明。
?	?	?		?	?		『職員録』大正八年五月一日現在 中の掲載頁不明。
?	?	?		?	?		『職員録』大正九年七月一日現在 中の掲載頁不明。
埼玉県	内務部	属		判任官二等	五級俸		『職員録』大正十年七月一日現在 1051頁
埼玉県	内務部	属		判任官二等	五級俸		『職員録』大正十一年七月一日現在 987頁
埼玉県	内務部	属		判任官二等	四級俸		『職員録』大正十三年七月一日現在 1033頁
埼玉県	内務部	属		判任官二等	三級俸		『職員録』大正十四年七月一日現在 934頁
埼玉県	学務部	属		判任官二等	三級俸		『職員録』大正十五年七月一日現在 702頁
内務省	健康保険署	書記	大阪健康保険署	判任官二等	三級俸		『職員録』昭和二年七月一日現在 33頁
内務省	健康保険署	書記	広島健康保険署 署長	判任官二等	二級俸		『職員録』昭和二年七月一日現在 38頁
長崎県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官七等	八級俸		『職員録』昭和四年八月一日現在 749頁
長崎県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官七等	八級俸	從七位	『職員録』昭和五年一月一日現在 273頁
長崎県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官七等	八級俸	從七位	『職員録』昭和五年七月一日現在 829頁
長崎県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官七等	八級俸	從七位	『職員録』昭和六年一月一日現在 278頁
長崎県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官七等	八級俸	從七位	『職員録』昭和六年七月一日現在 855頁
長崎県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官六等	七級俸	正七位	『職員録』昭和七年一月一日現在 274頁
群馬県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官六等	七級俸	正七位	『職員録』昭和七年七月一日現在 881頁
群馬県	警察部	地方事務官	健康保険課長	奏任官六等	七級俸	正七位	『職員録』昭和八年一月一日現在 295頁
群馬県	学務部	地方事務官	社寺兵事課長	奏任官六等	七級俸	正七位	『職員録』昭和八年七月一日現在 910頁
群馬県	学務部	地方事務官	社寺兵事課長	奏任官六等	七級俸	正七位	『職員録』昭和九年一月一日現在 298頁
群馬県	学務部	地方事務官	社寺兵事課長	奏任官五等	七級俸	從六位	『職員録』昭和九年八月一日現在 930頁
群馬県	学務部	地方事務官	社寺兵事課長	奏任官五等	七級俸	從六位	『職員録』昭和十年一月一日現在 313頁
群馬県	学務部	地方事務官	社寺兵事課長兼 社会教育課長	奏任官五等	七級俸	從六位	『職員録』昭和十年七月一日現在 954頁
群馬県	学務部	地方事務官	社寺兵事課長兼 社会教育課長	奏任官五等	六級俸	從六位勲六等	『職員録』昭和十一年一月一日現在 313頁
群馬県	学務部	地方事務官	社寺兵事課長	奏任官五等	六級俸	從六位勲六等	『職員録』昭和十一年七月一日現在 964頁
群馬県	学務部	地方事務官	兼官	奏任官五等	六級俸	從六位勲六等	『職員録』昭和十二年一月一日現在 300頁
群馬県	学務部	地方事務官	庶務課長	奏任官四等	六級俸	正六位勲六等	『職員録』昭和十二年七月一日現在 917頁
群馬県	学務部	地方事務官	庶務課長	奏任官四等	六級俸	正六位勲六等	『職員録』昭和十二年一月一日現在 263頁

部に²⁹、また⑤大正15年7月1日現在調査の『職員録』によれば、埼玉県属として学務部に勤務している³⁰。さらに、⑥昭和2年7月1日現在調査の『職員録』によれば、内務省管轄の健康保険署書記として大阪健康保険署に勤務し、⑦昭和3年7月1日現在調査の『職員録』によれば、同じく内務省管轄の健康保険署書記として広島健康保険署の署長を務め、⑧昭和4年8月1日現在調査から昭和7年1月1日現在調査までの『職員録』によれば、長崎県地方事務官として警察部健康保険課長を務め³¹、⑨昭和7年7月1日現在調査および昭和8年1月1日現在調査の『職員録』によれば、群馬県地方事務官として警察部健康保険課長を務め、⑩昭和8年7月1日現在調査から昭和11年7月1日現在調査までの『職員録』によれば、群馬県地方事務官として学務部社寺兵事課長³²（この間、昭和10年から昭和11年前半にかけて学務部社会教育課長を兼職し、昭和10年から昭和11年後半にかけて総務部地方事務官を兼官している。）を務め³³、⑪昭和12年1月1日現在調査から昭和13年1月1日現在調査までの『職員録』によれば、群馬県地方事務官として総務部庶務課長を務めた。編者大崎の以上の経歴（省・県、部局署、官名、補職）を、『職員録』から得られるその他の情報（官等、俸給、位階勲等）とともに表示すると、【表4】のとおりである。

その後、大崎範一は、昭和13年6月15日付で「私儀今般家事ノ都合ニ依リ退官致度候條御聴許相成度此段及御願候也」³⁴との退官願を内務大臣末次信正宛てに提出し、同月24日に内閣総理大臣近衛文麿が天皇の裁可を上奏し、同日裁可を得た³⁵。そうして、同月27日に大崎の五級俸への昇給と同時に依願免官が発令された³⁶。

以上の検討によれば、編者大崎の官吏としての経歴は約25年に及ぶが、本書が刊行されたのは、編者大崎が弱冠23歳の少壮の官吏の時代であった。さらに、本書刊行の前年には、沖縄県内務部が編纂した令規集である『沖縄県会計法規』（印刷者：沖縄県那覇区東町一丁目一四番地、南嘉次郎、印刷所：同所、南活版所、印刷：大正3年6月10日）が刊行されているが、同書の「凡例」の第4項は「本書ノ編纂ハ主トシテ属大崎範一ノ担当ニ係ル」ものであると記述して

おり、これによれば同書は実質的には沖縄県属大崎範一によって編纂されたものであることがわかる²⁸。このように、大崎範一は約7年間の沖縄県属在職中に少なくとも2冊の令規集の編纂に深く関与しており、戦前期沖縄県の令規集の編纂史において注目すべき人物であるといえよう。

五 他の令規集との重複掲載状況と本書の資料的価値について

次に、本書の資料的価値を考察するための手がかりとして、本書に収録された沖縄県令規と、本書が刊行された前後に刊行された沖縄県関係の他の令規集に収録された沖縄県令規との内容上の重複状況を検討することにしよう。

本書と同様に、「沖縄県町村自治に関する」沖縄県令規を収録した沖縄県の令規集のうち、本書が刊行された前後に刊行された他の令規集としては、本稿の「はじめに」で言及した『諸規程』（推定発行年明治41年～同43年）²⁹および明治44年版『令達類纂』、並びに沖縄県庁編（後に帝国地方行政学会編）『現行沖縄県令規全集 加除自在』（昭和4年再版台本発行）の国立国会図書館所蔵本（最終追録第173号、昭和15年1月1日内容現在）（以下『令規全集』（国会本）」という。）³⁰の3点を挙げるができる。そこで、本書とこれら3点の令規集との重複掲載状況（すなわち、本書に収録されている沖縄県令規が、上記3点の令規集に収録されているか否か、収録されている場合には一部改正されているか否か）について確認して表示すると、後掲の【表5】のとおりである（【表5】のうち、本書に収録されている令規に関しては、後掲の【表7】の符号・整理番号で示した。）。

この【表5】によれば、本書の収録令規と同一内容の令規を収録している件数は、『諸規程』が28件（後掲の【表7】のG1、G4、G9、G10、G12～G17、G24～G29、G31、G32、G41～G50と同一内容。ただしG49は正文だが『諸規程』掲載分は「按」文である。）であり、明治44年版『令達類纂』が25件（後掲の【表7】のG1、G4、G5、G9、G12～G16、G19、G22～G24、G26、G27、

G29、G31～G33、G38、G39、G41～G43、G46と同一内容）であり、さらに『令規全集』（国会本）が6件（後掲の【表7】のG19、G23、G31、G34、G40、G43と同一内容）である。

他方、【表5】によれば、本書にのみ収録されている沖縄県令規は4件（後掲の【表7】のG6、G11、G30、G36）であり、一部改正されたために本書に収録されている沖縄県令規と他の令規集に収録されているそれとが異なるものは7件（後掲の【表7】のG3、G7、G8、G18、G20、G21、G35）である。これらの令規については、現時点ではおそらく他に参照できる文献資料はないと考えられ、この点に本書の固有の資料的価値があるということができると思われる。

なお、本書に収録されている「本県町村区域」（大正4年1月末現在）（後掲の【表7】のG2）は前述のように厳密には令規ではないと考えられるが、『諸規程』に収録されている「町村ノ区域」（彙報）（C18）とは調査時点が異なるため、内容に違いがみられる³⁹。また、大正4年1月8日の訓令甲第1号「内務報告例」については、『令規全集』（国会本）では5次にわたる一部改正の経緯が注記されているが、本書（後掲の【表7】のG37）でも『令規全集』（国会本）でも令規本文が省略されているため、一部改正による令規の内容の異同を確認することはできない。

六 早大本における加除訂正について

前述のように、早大本では、令規の改廃に伴う加除が行われているほか、本書における誤植や脱落等について赤字による文字訂正や加筆等の書き込みが行われている。ここでは、早大本におけるこれらの加除訂正について、まとめて紹介することにしよう。

まず、収録令規の追加と削除については、新たに4件の沖縄県の令規（訓令甲2件、内訓1件、内務部長通牒1件）が追加され、1件（訓令甲）が全面改

正により差し替えられている。その具体的内容は以下のとおりである。

①早大本の表紙の裏面に、「大正四年十月十二日公布沖縄県訓令甲第二十四号」「郡役所島庁処務準則」³³の印刷物が貼付されている。

②第二章町村吏員、53頁、「町村吏員会同ニ関スル規程（明治四十五年一月沖縄県訓令乙第三号）」の後に、「組合吏員ノ賞与、慰勞其ノ他特別ノ給与ニ関スル件（大正四年六月沖縄県内訓第三号）」が張り紙（手書き）で追加されている。

③第四章町村ノ財務、93頁、「滞納整理ニ関スル件（明治四十一年八月地第一三六ノ八号内務部長通牒）」の後に、「滞納整理ニ関スル件（大正五年三月二十八日沖縄県訓令甲第十三号）」³⁴および「滞納整理ニ関スル件（大正五年三月二十八日地第三二号内務部長通牒）」が張り紙（手書き）で追加されている。

④第六章雑則、170頁、「町村役場処務規程準則（明治四十一年三月沖縄県訓令甲第十号）」は、「町村役場処務規程準則」の部分棒線が抹消され、「廃止大正四年訓令甲第二十五号ヲ以テ」と加筆されている。さらに、170頁から177頁まで各頁の本則の部分棒線が×で削除されている。そして、170頁に、「大正四年十月十二日沖縄県訓令甲第二十五号」「町村役場処務規程準則」³⁵の印刷物が貼付されている。

早大本において追加されている以上5件の沖縄県令規に関する情報（公布・発令年月日、令規類型、令規番号、令規の名称・件名、早大本における貼付頁等）を表示すると、後掲の【表6】のとおりである（後日の引用の便宜上、符号〔G〕と整理番号〔早1～早5〕を付した。）。

次に、1件の国の法令（内務省令1件）と2件の沖縄県の令規（訓令甲2件）が一部改正により修正されている。その具体的内容は以下のとおりである。

⑤第二章町村吏員、35頁、「沖縄県及島嶼町村制ニ依ル町村吏員ノ懲戒ニ関スル件（明治四十一年十二月内務省令第二十号）」について、「改正、元年第九号」という書き込みがなされ、その改正文言（「及島司、郡長ノ区長、委員及書記ニ対スル懲戒処分ハ」および「町村長及収入役ニ対スル」の二か所）が加筆されている。

⑥第五章町村行政ノ監督、150頁、「区町村基本財産監督規程（明治四十一年四月沖縄県訓令甲第二十号、改正四五年第四号、二年第二四号）」の第九条中、「去々ハ左ニ記セル第九条ヲ記ス」との文言を線で抹消し、「ハ基本財産ニ編入セサル財産ノ管理ニ之ヲ準用ス」と修正している。

⑦第五章町村行政ノ監督、161頁、「内務報告例（大正四年一月沖縄県訓令甲第一号）」に、「改正四年第二三号」という書き込みある。ただし、本文ではこの訓令甲については制定文しか掲載されておらず、別冊の令規本文は掲載を省略されているので、「四年第二三号」による改正文言が実際に書き込まれているわけではない。

さらに、本書の目次に相当する「沖縄県町村自治之葉目録」には、以上の加除や修正に関連して、以下のような赤字による書き込みがある。

⑧目録2頁、「第二章町村吏員」の末尾に「組合吏員ノ賞与慰勞其ノ他特別ノ給与ニ関スル件〔四、県内訓三〕」と加筆している。

⑨目録3頁、「第四章町村ノ財務」の「滞納整理ニ関スル件〔四一、通牒〕」の次に、「滞納整理ニ関スル件〔五、県訓令甲一三〕」および「滞納整理ニ関スル件〔五、通牒〕」と加筆している。

以上の他に、早大本には、誤植や脱落等について赤字による文字訂正や書き込みが多数（本文中の主なものだけでも14箇所）ある。それらのうち特徴的な書き込みの例をいくつか以下に列挙することしよう。

⑩内表紙の「小朝博愛堂書店発行」という発行所の表記中の「朝」が朱書きで「澤」に訂正されている。

⑪「第四章 町村ノ財務」の中扉の裏面に、「区税及町村税ノ賦課ニ関スル件 大正四年五月 内務省令第六号」という書き込みがある（ただし、同省令の条文は書き込まれていない）。

⑫奥付の編纂者大崎範一の肩書に記載されている「沖縄県島尻郡真和志村字古波蔵千六百一番地」という住所が棒線で抹消されている。

前述したように本書の発行年月日は大正4年5月22日であるが、以上の加除訂正の内容によれば、早大本におけるこれら一連の加除訂正から読み取ること

のできる最も新しい情報に係るそれは、大正5年3月28日の沖縄県令規（訓令甲第13号と内務部長通牒地第32号）に関する加除訂正であることがわかる。本稿の「二 本書の所蔵状況と本稿における底本について」で述べたように、これらの加除訂正が編者大崎の手によるものであるとすれば、これらの加除訂正が行われた時期は、編者大崎が沖縄県属として勤務していた時期であったと推定される。

七 後掲の【表7】および【表8】について

最後に、資料として掲載した【表7】および【表8】について簡単に解説を付すことにしよう。

まず、【表7】は、本書の比嘉文庫本に収録されている50件の沖縄県の令規をその掲載順に一覧表示したものである。

【表7】のうち、章、章名、令規の名称・件名、収録頁の部分については、本書の「目録」の記載内容をベースにして、本書の本文の内容と照合したうえで必要な修正または補充を加えて作成した。ただし、収録頁は、複数頁にわたる場合でも、最初の頁のみを示した。公布（発令）年月日、令規類型、令規番号の部分については、「目録」には記載されていないので、本文の記載に基づき補充した。ただし、本文に公布（発令）月日または公布（発令）日が明示されていない令規については当該の月・日の部分を「00」と表示した。また、本書の本文に表記されている令規類型や令規番号には誤りであると思われるケースが若干あるが、【表7】には原則として本文の記載どおり表示し、後述の【表8】でその点について補注を加えた。【表7】のうち、符号（G）と整理番号（1～50）は、筆者が作表の便宜と後日の引用の都合上付したものである。また、本書に収録されている50件の令規のうち明治44年版『令達類纂』に収録されている令規（30件）と『沖縄県町村諸規程』に収録されている令規（37件）については、その収録頁ならびに筆者が当該令規に付した符合（B）ないし

(C)および整理番号を【表7】の備考欄に記載した。さらに、本書に収録されている令規のうち『令規全集』（国会本）に収録されている令規（8件）については、その収録頁を備考欄に記載した。

つぎに、【表8】では、【表7】に掲げた沖縄県令規の公布（発令）日を他の令規集によって確認できるものについて、その日付と出典を示した。また、先に引用した「編纂例」の第4項が「令規中加除改正ニ係ル条項字句ハ直ニ修正ヲ加ヘ其ノ改正令規ノ年次番号ハ之ヲ本令規年次番号ノ次ニ掲出セリ」と述べているように、本書に収録されている沖縄県令規のうち一部改正されているものについてはその「改正令規ノ年次番号」が「本令規年次番号ノ次ニ掲出」されているので、参考までに、この「改正令規ノ年次番号」を【表8】に「改正沿革」として表示した。さらに、本書に収録されている沖縄県令規中に既存の令規の廃止について規定しているものについては、その廃止された令規についての情報（公布年、令規類型、令規番号、令規の名称・件名）を【表8】に表示し、『令規全集』（国会本）の「年別索引」における記述に基づいて、本書に収録されている沖縄県の令規のその後の全面改正（全改）、廃止および消滅に関する情報をも【表8】に表示し、あわせて参考に供することにした。その他、【表7】の作成にあたって加えた修正または補充、本書に収録されている令規の一部省略などについても補注を付した。

八 おわりに

以上、本稿では、戦前期沖縄県の令規の収集、整理と分析という研究課題の検討の一環として、沖縄県属大崎範一が編集した「沖縄県及ヒ島嶼町村制」の施行下における沖縄県の町村に関する令規集である『沖縄県町村自治之乗 全』と同書に収録された沖縄県の令規について紹介してきた。しかし、ここでもやはり、本書に収録されている沖縄県の町村関係令規の個々の内容についての分析・検討は、戦前期沖縄県の地方制度がいわゆる旧慣地方制度から近代日本法

を次第に受容して変化して行く過程の中で本書に収録されている沖縄県の令規がどのように位置づけられるのかの検討とともに、他日を期することにした。

注

- (1) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』44号、2006年)243頁～275頁、同「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)229～243頁。
- (2) 青嶋敏「明治44年版『沖縄県令達類纂(上下巻)』所収令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)245～279頁。
- (3) 青嶋敏「『沖縄県町村諸規程』(横内家文書)とその収録令達について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)』57輯、2008年)131～139頁。
- (4) 青嶋敏「『沖縄県警察法規類典 全』とその収録令規について」(『社会科学論集』46号、2008年)331～360頁。
- (5) 青嶋敏「『沖縄県会計法規』とその沖縄県関係の収録令規について」(『愛知教育大学研究報告(人文・社会科学編)(電子版)』59輯、2010年3月刊行予定)93～101頁。
- (6) 本稿で取りあげた『沖縄県町村自治之栞 全』を含む戦前期沖縄県の令達集ないし令規集の書誌的情報の概要については、青嶋敏「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」(平成17～20年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)研究成果報告書『沖縄近代法の形成と展開——沖縄の特殊性と普遍性——』[2009年]7～22頁)で素描したことがある。
- (7) 青嶋敏・金城善「『官報』に掲載された沖縄県令の件名等と学事関係規定の変遷」(『社会科学論集』47号、2009年)223～265頁。
- (8) 沖縄図書館協会編『沖縄県郷土資料総合目録(昭和47年3月1日現在)』(新星図書、1973年3月)225頁(タイトル番号3205)には、「沖縄県町村自治之栞 上・下」、「大崎範一編」、「1915」、「2冊、18cm」、「写真複製本」、「沖史 国会」と記載されている。この記載内容のうち「沖史」とは史料編集室の前身である琉球政府立沖縄史料編集所をさす。このほかに、この記載内容によれば、「国会」すなわち国立国会図書館にも本書の原本ないし「写真複製本」が所蔵されていることになる(ちなみに、史料編集室本には国会図書館の蔵書印の印影や請求記号の記載の痕跡は見当たらない。)が、本稿執筆時点では国立国会図書館の冊子体の蔵書目録や蔵書データベースに本書の所蔵を示す情報は掲載されていない。

- (9) 沖縄県立図書館編『沖縄県立図書館本館所蔵特殊文庫目録 郷土資料編』（同館、1997年）所収の「比嘉春潮文庫」の解説参照。
- (10) すなわち、まず、「目録」の法令名と令規名の上部に1から62までの通し番号（ただし、42番日から59番日までについては2から19の番号が振られている。）の書き込みがあり、さらに、そのうちの12箇所に✓印が、13箇所に○印が付けられている。つぎに、本文の193頁から194頁に掲載されている「廃滅シタル令達」36件の上にも、通し番号（ただし、10、20および30を除き、二桁の番号については十位の数字が省略されている。）が書き込まれ、さらに、そのうちの19箇所に✓印が付けられている。
- (11) ちなみに、前述した内海忠司地方課長の「序」においても、本書編纂の目的に関して、「凡そ法規令達の蒐集は当局実務者並一般人士の希求する所に係る而して本県町村自治に関する令規の如きは特別制度に属するの点に於て一層其の感を深うするもの」であるところ、本書は「町村自治の局に当る者之に依りて幾多の便宜と利益とを享有し得らるべく郷党自治の発展を念とする士亦以て唯一の指針たらしむるを得へし」と述べている。
- (12) この内務部長通牒は『沖縄県町村諸規程』にも収録されている。同通牒に「廃滅シタル令達」として列挙されている合計37件の沖縄県の令規については、すでに、青嶋、前掲『『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその収録令達について』139頁の【表3】で紹介した。なお、同通牒では明治17年達丁第83号「山方筆者費用負担ノ件」と明治17年達丁第84号「山方筆者費用負担ノ件」とが一項目にまとめて表記されているが、前掲論文の【表3】では個別の令規として（符号・整理番号C廃36とC廃37とに別けて）表示したため、合計37件となっている。
- (13) ちなみに、本文で後述するように大崎範一は昭和13年6月27日に依願退官したため、その後に発行された佐久間晃編『日本官界名鑑 第三版』（日本官界情報社、昭和13年12月10日発行）には大崎範一の略歴は掲載されていない。
- (14) 佐久間晃編『日本官界名鑑 〔初版〕』（日本官界情報社、昭和11年3月17日発行）「オ（ヲ）の部」29頁1段目。
- (15) 佐久間晃編『日本官界名鑑 第二版』（日本官界情報社、昭和12年12月15日発行）「オ（ヲ）の部」27頁3段目。
- (16) 『職員録（乙）』は、地方行政官庁（すなわち、北海道庁、樺太庁および府県）に勤務する職員に関する職員録である。
- (17) 『職員録（甲）』は中央の官庁に勤務する職員の職員録である。
- (18) 大正7年8月30日発行の『職員録 大正七年五月一日現在』からは、「専ら捷覧の便を図ること」を目的として改良を施し、「旧来印刷の都合上一部を甲乙二冊としたりしを合成して一冊とし」た（同書巻頭の「職員録編纂方の変更に就て」第1

項)。その結果、『職員録（甲）』と『職員録（乙）』という二分冊の区分が廃止された。

- (19) 早稲田大学中央図書館所蔵『東京外国語学校一覧 従大正六年至大正七年』（東京外国語学校、大正6年7月10日発行）の66頁以下に掲載されている生徒名簿である「生徒現員（大正六年六月十日調）」のうち「専修科生」の「英語学科第一年級」の名簿（同書78頁）中に大崎範一の氏名が見える。また、同図書館所蔵『東京外国語学校一覧 従大正八年至大正九年』（東京外国語学校、昭和9年3月26日発行）の214頁以下に掲載されている専攻科修了者氏名のうち「英語学科」の「大正八年三月第二十一回専修科修了生」の名簿（同書220頁）中に大崎範一の氏名が見える。ちなみに、東京外国語学校専修科の修業年限は2年で、授業時数は1週10時間、授業時間は午後4時半以降であった（前掲『東京外国語学校一覧 従大正六年至大正七年』50頁所収「東京外国語学校専修科規程」第2条、第3条、前掲『東京外国語学校一覧 従大正八年至大正九年』40頁所収「東京外国語学校学則」第78条、第79条）。
- (20) 国立国会図書館所蔵『埼玉県職員録 大正十四年一月一日現在』（埼玉県知事官房、大正14年1月25日印刷、大正14年1月31日納本）17頁によれば、大崎は埼玉県内務部社会課に配属されている。
- (21) 国立国会図書館所蔵『埼玉県職員録 大正十五年七月一日現在』（埼玉県知事官房、大正15年8月20日発行）71頁によれば、大崎は埼玉県学務部社会課に配属されている。
- (22) 昭和4年7月31日公布勅令第242号「健康保険署官制廃止ノ件」（昭和4年8月1日施行）により、健康保険署官制が廃止され、健康保険法（大正11年4月22日公布法律第70号）の実施に関する事務が内務大臣の管理に係る健康保険署から、警視庁保安部（東京健康保険署分）、北海道庁警察部（札幌健康保険署分）または府県警察部（東京健康保険署および札幌健康保険署以外の分）に移管された（昭和4年7月31日公布勅令第243号「警視庁官制中改正ノ件」、同日公布勅令第244号「北海道庁官制中改正ノ件」、同日公布勅令第245号「地方官官制中改正ノ件」）。これに伴い、上記勅令第242号の施行の際現に各地の健康保険署に勤務する事務官は、別に辞令を発せられないときは、警視庁事務官、北海道庁事務官または府県の地方事務官に同官等同俸給を以って任ぜられたものとされた（同勅令附則第2項）。本文で述べたように、大崎範一は昭和4年8月1日現在調査の『職員録』では長崎県地方事務官として警察部健康保険課長を務めているが、これは上記勅令第242号の施行に伴い健康保険署事務官としての長崎健康保険署長から長崎県地方事務官としての長崎県警察部健康保険課長に昭和4年8月1日付で身分変更となったものであると考えられる。

- (23) 滋賀県立大学図書情報センター所蔵の朴慶植文庫の中に、大崎範一が著わした『満鮮隻語』（群馬県神職会、昭和9年9月1日発行）と題する書籍がある。同書は、大崎が群馬県杜寺兵事課長であったときに団長として参加した「群馬県派遣在満皇軍慰問鮮満教育視察団」（派遣期間は昭和9年2月17日～同年3月13日、団員は群馬県内の教育関係者で大崎を含め総勢25名）の慰問・視察録である。
- (24) 国立国会図書館が所蔵する昭和11年5月31日現在調査に係る内務大臣官房文書課編『昭和十一年六月 内務省庁府県職員録』（同課、昭和11年7月5日発行）130頁によれば、大崎範一は群馬県学務部地方事務官（杜寺兵事課長）兼同県総務部地方事務官を務めている。
- (25) 国立公文書館所蔵『任免裁可書 昭和十三年任免 卷七十三』所収「長野県属荻野憲祐外一名傷兵保護院理事官等任免ノ件」（件名番号27）のうち「地方事務官大崎範一免官」に関する一連の文書中に綴られた「退官願」による。
- (26) 同上の「地方事務官大崎範一免官」に関する一連の文書中に綴られた昭和13年6月23日付「上奏書」、同日付「上奏書進達書」、同月24日付「任免起案書」および同日付「任免裁可上奏書」による。
- (27) 昭和13年6月28日付『官報』第3444号1010頁4段「叙任及辞令」欄。ちなみに、退官後の大崎の動静に関しては、昭和16年2月11日付『読売新聞』朝刊2面6段目の「産報、部長以下人事決定す」という見出しの記事が、「大日本産業報国会中央本部事務局の部長以下の人事は各局長において銓衡中のところ十日次の如く決定した」と述べたうえで、「(前大日本青年団幹部) 大崎範一」が「総務局庶務課長」に任じられたことを報じている。
- (28) 『沖縄県会計法規』については、青嶋、前掲『『沖縄県会計法規』とその沖縄県関係の収録令規について』で紹介した。
- (29) 『諸規程』と本書との間の編纂目的および収録令規の内容の類似性については、青嶋、前掲『『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその収録令達について』134頁参照。
- (30) 『現行沖縄県令規全集 加除自在』はいわゆる加除式の令規集であり、同書の現存する原本（昭和4年発行の再版台本に追録加除を施したもの）には、追録加除の時期を異にする異本が数種類ある。これらのうち『令規全集』（国会本）は、筆者が本稿執筆時点で確認し得た限りでは、最も早い時期に追録加除が打ち切られているものである。『現行沖縄県令規全集 加除自在』の現存する異本については、青嶋、前掲「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」13～15頁において簡単な紹介をした。
- (31) この点については、青嶋、前掲『『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）とその収録令達について』136頁注(4)で触れた。

- ③② この令規について、『令規全集』（国会本）の「年別索引」31頁は「消滅 大一五 郡役所廃止」と記載しており、この令規が大正15年6月4日公布勅令第147号「地方官官制改正」による郡役所廃止に伴って消滅（失効）したことがわかる。
- ③③ この令規は、『令規全集』（国会本）第二類127頁に収録されている。
- ③④ この令規は、『令規全集』（国会本）第二類13頁に収録されている。

〔付記〕 本稿は、2009年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）「沖縄近代法の構造とその歴史的 성격」（研究課題番号21243002、研究代表者沖縄大学教授田里修）による研究成果の一部である。

【表5】 令規集における重複掲載状況

『沖繩県町村諸規程』		明治44年版『沖繩県令達類纂』		『沖繩県町村自治之彙 全』		『現行沖繩県令規全集 加除自在』	
収録の有無	改正の有無	収録の有無	改正の有無	符号、整理番号	改正の有無	収録の有無	改正の有無
諸規程179頁 (C23)	改正なし	第二類363頁 (B110)	改正なし	G1	改正なし	なし	
諸規程166頁 (C18)	明治41年9月～同43年3月 現在のもの(推定)。	なし		G2	大正4年1月末日現在のもの。	なし	
諸規程164頁 (C17)	改正なし	なし		G3	改正：明治44年県令10号、 大正2年県令23号、大正3年 県令10号、大正4年県令6 号。	なし	
諸規程60頁 (C6)	改正なし	第二類287頁 (B99)	改正なし	G4	改正なし	なし	
諸規程192頁 (C32)	改正なし	第七類18頁 (B316)	改正：明治43年県令10 号。	G5	改正なし	なし	
なし		なし		G6	改正なし	なし	
諸規程61頁 (C7)	改正なし	第二類287頁 (B100)	改正：明治41年県令52 号、明治42年県令28号。	G7	改正：明治41年県令52号、 明治42年県令28号、明治44 年県令27号、大正2年県令15 号、大正2年県令30号。	なし	
諸規程67頁 (C10)	改正なし	第二類290頁 (B101)	改正なし	G8	改正：明治44年訓令甲20 号。	なし	
諸規程186頁 (C27)	改正なし	第二類387頁 (B116)	改正なし	G9	改正なし	なし	
諸規程206頁 (C38)	改正なし	なし		G10	改正なし	なし	
なし		なし		G11	改正なし	なし	
諸規程32頁 (C1)	改正なし	第二類267頁 (B94)	改正なし	G12	改正なし	なし	
諸規程33頁 (C2)	改正なし	第二類268頁 (B95)	改正なし	G13	改正なし	なし	
諸規程39頁 (C3)	改正なし	第二類271頁 (B96)	改正なし	G14	改正なし	なし	
諸規程56頁 (C4)	改正なし	第二類284頁 (B97)	改正なし	G15	改正なし	なし	
諸規程59頁 (C5)	改正なし	第二類286頁 (B98)	改正なし	G16	改正なし	なし	
諸規程230頁 (C47)	改正なし	なし		G17	改正なし	なし	
諸規程75頁 (C11)	改正なし	なし		G18	改正：明治43年県令4号、明 治44年県令17号。	なし	

『沖繩県町村諸規程』		明治44年版『沖繩県令達類纂』		『沖繩県町村自治之集 全』		『現行沖繩県規令全集 加除自在』	
収録の有無	改正の有無	収録の有無	改正の有無	符号、整理番号	改正の有無	収録の有無	改正の有無
なし		第二类397頁 (B123)	改正なし	G19	改正なし	第二类119頁	改正なし
諸規程77頁 (C12)	改正なし	なし		G20	改正：明治43年県令5号。	なし	
諸規程65頁 (C8)	改正なし	第二类397頁 (B124)	改正なし	G21	改正：大正元年県令5号。	なし	
なし		第二类405頁 (B128)	改正なし	G22	改正なし	なし	
なし		第二类413頁 (B129)	改正なし	G23	改正なし	第二类118頁	改正なし
諸規程194頁 (C33)	改正なし	第二类398頁 (B125)	改正なし	G24	改正なし	なし	
諸規程230頁 (C48)	改正なし	なし		G25	改正なし	なし	
諸規程81頁 (C13)	改正なし	第二类296頁 (B102)	改正なし	G26	改正なし	なし	
諸規程112頁 (C15)	改正なし	第二类320頁 (B104)	改正なし	G27	改正なし	なし	
諸規程225頁 (C44)	改正なし	なし		G28	改正なし	なし	
諸規程177頁 (C21)	改正なし	第二类369頁 (B113)	改正なし	G29	改正なし	なし	
なし		なし		G30	改正なし	なし	
諸規程185頁 (C26)	改正なし	第二类386頁 (B115)	改正なし	G31	改正なし	第二类124ノ1頁	改正なし
諸規程187頁 (C28)	改正なし	第二类388頁 (B118)	改正なし	G32	改正なし	なし	
なし		第二类393頁 (B122)	改正なし	G33	改正なし	なし	
なし		第二类420頁 (B134)	改正なし	G34	改正：大正元年訓令甲19号。	第二类124ノ2頁	改正：大正元年11月訓令甲19号。
諸規程181頁 (C24) 諸規程233頁 (C50)	改正なし	第二类418頁 (B133)	改正なし	G35	改正：明治45年訓令甲4号、大正2年訓令甲24号。	第二类121頁	改正：明治45年2月訓令甲4号、大正2年6月訓令甲24号、大正6年9月訓令甲18号、大正9年3月訓令甲12号。
なし		なし		G36	改正：大正4年訓令甲3号。	なし	

『沖繩県町村諸規程』		明治44年版『沖繩県令達類纂』		『沖繩県町村自治之榮 全』		『現行沖繩県令規全集 加除自在』	
収録の有無	改正の有無	収録の有無	改正の有無	符号、整理番号	改正の有無	収録の有無	改正の有無
なし		なし		G 37	改正なし	第一類54 / 57頁	大正4年10月訓令甲23号、大正7年2月訓令甲1号、大正8年4月訓令甲9号、大正9年3月訓令甲9号、大正12年5月訓令11号。
なし		第一類15頁(B 20)	改正なし	G 38	改正なし	なし	
なし		第一類16頁(B 21)	明治42年訓令甲20号による全改。	G 39	改正：明治42年訓令甲20号。	なし	
なし		なし		G 40	改正なし	第二類65頁	改正なし
諸規程191頁(C 31)	改正なし	第二類391頁(B 120)	改正なし	G 41	改正なし	なし	
諸規程102頁(C 14)	改正なし	第二類312頁(B 103)	改正なし	G 42	改正なし	なし	
諸規程189頁(C 30)	改正なし	第二類389頁(B 119)	改正なし	G 43	改正なし	第二類33頁	改正なし
諸規程226頁(C 45)	改正なし	なし		G 44	改正なし	なし	
諸規程228頁(C 46)	改正なし	なし		G 45	改正なし	なし	
諸規程66頁(C 9)	改正なし	第一類4頁(B 6)	改正なし	G 46	改正なし	なし	
諸規程224頁(C 42)	改正なし	なし		G 47	改正なし	なし	
諸規程203頁(C 36)	改正なし	なし		G 48	改正なし	なし	
諸規程213頁(C 40)	接文である。	なし		G 49	改正なし	なし	
諸規程213頁(C 41)							
諸規程208頁(C 39)	改正なし	なし		G 50	改正なし	なし	

注：『現行沖繩県令規全集 加除自在』のデータは国立国会図書館所蔵本（最終追録第173号、昭和15年1月1日内容現在）による。

【表6】早大本『沖縄県町村自治之榮 全』における追加令規

符号	整理番号	公布（発令）年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	貼付頁等	備考
G	早1	大正04/10/12	訓令甲	24号	郡役所島庁処務準則	表紙の裏面に貼付。	本令規により、明治35年訓令乙第37号（A37、B40）を廃止。
G	早2	大正04/06/00	内訓	3号	組合吏員ノ賞与、慰勞其ノ他特別ノ給与ニ關スル件	本文53頁に貼付。	
G	早3	大正05/03/28	訓令甲	13号	滞納整理ニ關スル件	本文93頁に貼付。	『令規全集』（国会本）第二類127頁。
G	早4	大正05/03/28	内務部長通牒	地32号	滞納整理ニ關スル件	本文93頁に貼付。	
G	早5	大正04/10/12	訓令甲	25号	町村役場処務規定準則	本文170頁と171頁との間に織り込み。	『令規全集』（国会本）第二類13頁。本規定により、明治41年訓令甲第10号（B103、C14、G42）を廃止。

注：本表の備考において、『令規全集』（国会本）とは『現行沖縄県令規全集 加除自在』（国立国会図書館所蔵本）をさす。

【表7】『沖繩県町村自治之集 全』所収沖繩県令規一覧

符号	整理番号	章	章名	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	備考
G	1	第一章	総則	明治41/04/00	訓令甲	19号	区制町村制施行ニ関スル注意事項	27	『諸規程』179頁(C23)、『類纂』第二類363頁(B110)
G	2	第一章	総則	大正04/01/末日現在			本県町村区域	30	『諸規程』166頁(C18)(ただし明治41年9月～同43年3月現在のもものと推定される)
G	3	第二章	町村吏員	明治41/03/00	県令	23号	町村書記定員	36	『諸規程』164頁(C17)
G	4	第二章	町村吏員	明治41/03/00	県令	15号	町村吏員ノ組織及職務権限並給料旅費支給ニ関スル規程	38	『諸規程』60頁(C6)、『類纂』第二類287頁(B99)
G	5	第二章	町村吏員	明治41/07/00	県令	54号	林野監守ニ関スル規程	39	『諸規程』192頁(C32)、『類纂』第七類18頁(B316)
G	6	第二章	町村吏員	大正03/08/00	訓令乙	109号	町村長収入役任命具申心得	40	
G	7	第二章	町村吏員	明治41/03/00	県令	16号	町村吏員ノ給料額旅費額及其ノ支給方法	41	『諸規程』61頁(C7)、『類纂』第二類287頁(B100)
G	8	第二章	町村吏員	明治41/03/00	訓令甲	8号	町村有給吏員ノ退職料退職給与金死亡給与金遺族扶助料及其ノ支給方法	45	『諸規程』67頁(C10)、『類纂』第二類290頁(B101)
G	9	第二章	町村吏員	明治41/05/00	訓令甲	23号	町村吏員忌服及旅行ニ関スル件	51	『諸規程』186頁(C27)、『類纂』第二類387頁(B116)
G	10	第二章	町村吏員	明治41/04/29	伺定		辞令式	52	『諸規程』206頁(C38)
G	11	第二章	町村吏員	明治45/10/00	訓令乙	3号	町村吏員会同ニ関スル規程	53	
G	12	第三章	町村会	明治41/03/00	県令	11号	町村会議員ノ定数	55	『諸規程』32頁(C1)、『類纂』第二類267頁(B94)
G	13	第三章	町村会	明治41/03/00	県令	12号	沖繩県町村会議員選挙規程	55	『諸規程』33頁(C2)、『類纂』第二類268頁(B95)
G	14	第三章	町村会	明治41/02/00	訓令甲	3号	町村会議員選挙手続	59	『諸規程』39頁(C3)、『類纂』第二類271頁(B96)
G	15	第三章	町村会	明治41/03/00	訓令甲	4号	町村会議規則準則	70	『諸規程』56頁(C4)、『類纂』第二類284頁(B97)
G	16	第三章	町村会	明治41/03/00	訓令甲	5号	町村会議事傍聴取締規則準則	73	『諸規程』59頁(C5)、『類纂』第二類286頁(B98)
G	17	第三章	町村会	明治41/07/00	内務部長通牒	[ママ]第133号	町村会議員ノ選挙状況報告ニ関スル件	73	『諸規程』230頁(C47)
G	18	第四章	町村ノ財務	明治41/03/00	県令	18号	町村税税目及税率	75	『諸規程』75頁(C11)
G	19	第四章	町村ノ財務	明治28/04/00	訓令	86号	臨時公費賦課ニ関スル注意	76	『類纂』第二類397頁(B123)、『全集』第二類119頁

符号	整理番号	章	章名	公布（発令）年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	備考
G	20	第四章	町村ノ財務	明治41/03/00	県令	5号	町村税並夫役現品賦課徴収規程	76	『諸規程』77頁（C12）。
G	21	第四章	町村ノ財務	明治41/03/00	県令	17号	町村税其ノ他諸収入ニ関スル督促手数料	80	『諸規程』65頁（C8）、『類纂』第二類397頁（B124）。
G	22	第四章	町村ノ財務	明治43/07/00	訓令甲	27号	区町村各税ノ新設増額ニ関スル稟請書類様式	80	『類纂』第二類405頁（B128）。
G	23	第四章	町村ノ財務	明治43/12/00	訓令甲	43号	地益調ニ関スル件	87	『類纂』第二類413頁（B129）、『全集』第二類118頁。
G	24	第四章	町村ノ財務	明治41/08/00	訓令甲	32号	納税整理ニ関スル件	89	『諸規程』194頁（C33）、『類纂』第二類398頁（B125）。
G	25	第四章	町村ノ財務	明治41/08/00	内務部長通牒	地第136ノ8号	滞納整理ニ関スル件	92	『諸規程』230頁（C48）。
G	26	第四章	町村ノ財務	明治41/03/00	県令	20号	町村予算ノ式及費目流用其ノ他財務ニ関スル規定	93	『諸規程』81頁（C13）、『類纂』第二類296頁（B102）。
G	27	第四章	町村ノ財務	明治41/03/00	訓令甲	11号	町村出納規程	111	『諸規程』112頁（C15）、『類纂』第二類320頁（B104）。
G	28	第四章	町村ノ財務	明治41/07/00	内訓	3号	基本財産管理ニ関スル件	141	『諸規程』225頁（C44）。
G	29	第四章	町村ノ財務	明治41/04/00	訓令甲	17号	区町村一時借入金借入手続	141	『諸規程』177頁（C21）、『類纂』第二類369頁（B113）。
G	30	第四章	町村ノ財務	明治43/09/00	内務部長通牒	地第3340ノ1号	基本財産一時使用制限ノ件	142	
G	31	第四章	町村ノ財務	明治41/05/00	訓令甲	22号	部落有財産統一ニ関スル件	142	『諸規程』185頁（C26）、『類纂』第二類386頁（B115）、『全集』第二類124ノ1頁。
G	32	第四章	町村ノ財務	明治41/06/00	訓令甲	第30号	区町村及町村組合債ニ関シ許可ヲ要セサル事項	143	『諸規程』187頁（C28）、『類纂』第二類388頁（B118）。
G	33	第四章	町村ノ財務	明治44/04/00	訓令甲	11号	区町村起債、償還報告	144	『類纂』第二類393頁（B122）。
G	34	第四章	町村ノ財務	明治43/03/00	訓令甲	4号	区町村所有国債調報告	147	『類纂』第二類420頁（B134）、『全集』第二類124ノ2頁。
G	35	第五章	町村行政ノ監督	明治41/04/00	訓令甲	20号	区町村基本財産監督規程	149	『諸規程』181頁（C24）および『諸規程』233頁（C50）（『諸規程』では重複して収録されている）、『類纂』第二類418頁（B133）、『全集』第二類121頁。
G	36	第五章	町村行政ノ監督	大正02/05/00	訓令甲	21号	区町村事務報告例	153	

符号	整理番号	章	章名	公布(発令)年月日	令規類型	令規番号	令規の名称・件名	収録頁	備考
G	37	第五章	町村行政ノ監督	大正04/01/00	訓令甲	1号	内務報告例	161	『全集』第一類54ノ57頁(但し令規本文は省略されている)。
G	38	第五章	町村行政ノ監督	明治42/01/00	訓令甲	2号	郡区巡視規程	161	『類纂』第一類15頁(B20)。
G	39	第五章	町村行政ノ監督	明治33/00/00	訓令	90号	町村巡視規程	163	『類纂』第一類16頁(B21)(G39と同内容であるが、「県訓令甲第二十号(明治四二年七月二十九日)」と表示されている)。
G	40	第五章	町村行政ノ監督	明治45/01/00	訓令甲	1号	町村出納検閲例規	166	『全集』第二類65頁。
G	41	第六章	雑則	明治41/07/00	県令	53号	町村住民ノ義務違背ニ関スル制裁ノ件	169	『諸規程』191頁(C31)、『類纂』第二類391頁(B120)。
G	42	第六章	雑則	明治41/03/00	訓令甲	10号	町村役場処務規程準則	170	『諸規程』102頁(C14)、『類纂』第二類312頁(B103)。
G	43	第六章	雑則	明治41/07/00	訓令甲	31号	区町村吏員区町村会議員表彰規程	177	『諸規程』189頁(C30)、『類纂』第二類389頁(B119)、『全集』第二類33頁。
G	44	第六章	雑則	明治41/07/00	内訓	2号	功績調査事項ニ関スル件	180	『諸規程』226頁(C45)。
G	45	第六章	雑則	明治41/05/14	伺定		区町村吏員又ハ区町村会議員ノ功績ヲ表彰スヘキ褒状ノ例式	182	『諸規程』228頁(C46)(但し令規類型は「県伺」と表示されている)。
G	46	第六章	雑則	明治41/03/00	訓令甲	7号	町村公告式準則	183	『諸規程』66頁(C9)、『類纂』第一類4頁(B6)。
G	47	第六章	雑則	明治41/05/00	内務部長通牒	地第108号	内法処分ニ関スル件	183	『諸規程』224頁(C42)。
G	48	第六章	雑則	明治41/04/00	内務部長通牒	地第87号	訴訟裁決書ノ文例様式	184	『諸規程』203頁(C36)。
G	49	第六章	雑則	明治41/05/00	内務部長通牒	地第113号	例則指示ニ関スル件	185	『諸規程』213頁(C40)「地第113号按ノ1」および『諸規程』213頁(C41)「地第113ノ1号按ノ2」(ただしいずれも「按」文である)。
G	50	第六章	雑則	明治41/05/00	内務部長通牒	[ママ]第114号	廃滅シタル令達	192	『諸規程』208頁(C39)。

注：本表の備考において、『諸規程』とは『沖繩県町村諸規程』、『類纂』とは明治44年版『沖繩県令達類纂』、『全集』とは『現行沖繩県令規全集 加除自在』(国立国会図書館所蔵本)をさす。

【表8】【表7】への補注

符号 整理 番号	補 注
G 1	『諸規程』179頁 (C23)、『類纂』第二類363頁 (B110) によれば、公布(発令)日は8日である。
G 2	令規類型・令規番号が記載されておらず、厳密には沖縄県の令規ではないと考えられる。
G 3	『諸規程』164頁 (C17) によれば、公布(発令)日は28日である。改正沿革：明治44年第10号、大正2年第23号、大正3年第10号、大正4年第6号。
G 4	『諸規程』60頁 (C6)、『類纂』第二類287頁 (B99) によれば、公布(発令)日は10日である。
G 5	『諸規程』192頁 (C32)、『類纂』第七類18頁 (B316) によれば、公布(発令)日は23日である。
G 6	『年別索引』30頁では、「消滅 大一年郡役所廃止」と記載されている。
G 7	『諸規程』61頁 (C7)、『類纂』第二類287頁 (B100) によれば、公布(発令)日は10日である。改正沿革：明治41年第52号、明治42年第28号、明治44年第27号、大正2年第15号、大正2年第30号。
G 8	『諸規程』67頁 (C10)、『類纂』第二類290頁 (B101) によれば、公布(発令)日は10日である。改正沿革：明治44年第20号。
G 9	『諸規程』186頁 (C27)、『類纂』第二類387頁 (B116) によれば、公布(発令)日は1日である。
G 10	『諸規程』206頁 (C38) によれば、29日付の伺定である。
G 12	『諸規程』32頁 (C1)、『類纂』第二類267頁 (B94) によれば、公布(発令)日は3日である。
G 13	『諸規程』33頁 (C2)、『類纂』第二類268頁 (B95) によれば、公布(発令)日は3日である。
G 14	『諸規程』39頁 (C3) によれば公布(発令)月日は2月3日、『類纂』第二類271頁 (B96) によれば公布(発令)月日は3月3日であり、公布(発令)日に食い違いがある。
G 15	『諸規程』56頁 (C4)、『類纂』第二類284頁 (B97) によれば、公布(発令)日は3日である。
G 16	『諸規程』59頁 (C5)、『類纂』第二類286頁 (B98) によれば、公布(発令)日は3日である。
G 17	本書73頁では通牒番号を「第一三三号」と表記しているが、『諸規程』230頁 (C47) では「地第一三三号」と表記しており、本一覧表では後者の表記に従った。『諸規程』230頁 (C47) によれば、公布(発令)日は10日である。
G 18	『諸規程』75頁 (C11) によれば、公布(発令)日は11日である。改正沿革：明治43年第4号、明治44年第17号。
G 19	『類纂』第一類397頁 (B123)、『全集』第二類119頁によれば、公布(発令)日は22日である。
G 20	本書の目録3頁では令規類型・令規番号を「県令五」と表記しているが、本文76頁では令規類型・番号を「沖縄県令第十九号」と表記している。『諸規程』77頁 (C12) でも令規番号を「沖縄県令第十九号」と表記しており、本書の目録の表記は誤りであると思われる。本一覧表では本書本文の表記に従った。『諸規程』77頁 (C12) によれば、公布(発令)日は12日である。改正沿革：明治43年第5号。
G 21	『諸規程』65頁 (C8)、『類纂』第二類397頁 (B124) によれば、公布(発令)日は10日である。改正沿革：大正元年第5号。
G 22	『類纂』第二類405頁 (B128) によれば、公布(発令)日は9日である。『年別索引』21頁には「廃止 昭二年地一二二六」と記載されている。
G 23	『類纂』第二類413頁 (B129)、『全集』第二類118頁によれば、公布(発令)日は10日である。
G 24	『諸規程』194頁 (C33)、『類纂』第二類398頁 (B125) によれば、公布(発令)日は25日である。
G 25	本書92頁では通牒番号を「第一三六ノ八号」と表記しているが、『諸規程』230頁 (C48) では「地第一三六ノ八号」と表記しており、本一覧表では後者の表記に従った。『諸規程』230頁 (C48) によれば、公布(発令)日は25日である。
G 26	『諸規程』81頁 (C13)、『類纂』第二類296頁 (B102) によれば、公布(発令)日は14日である。
G 27	『諸規程』112頁 (C15)、『類纂』第二類320頁 (B104) によれば、公布(発令)日は17日である。
G 28	『諸規程』225頁 (C44) によれば、公布(発令)日は18日である。

符号	整理番号	補注
G	29	『諸規程』177頁(C21)、『類纂』第二類369頁(B113)によれば、公布(発令)日は7日である。
G	31	『諸規程』185頁(C26)、『類纂』第二類386頁(B115)、『全集』第二類124ノ1頁によれば、公布(発令)日は1日である。
G	32	本書の目録4頁では「県訓令第三〇」と表記しているが、本書本文143頁では「沖縄県訓令甲第三十号」と表記している。『諸規程』187頁(C28)でも令規類型を「訓令甲」と表記し、『類纂』第二類388頁(B118)でも令規類型を「訓令甲」と表記しており、本書の目録の表記は誤りであると思われる。本一覧表では本書本文の表記に従った。『諸規程』187頁(C28)、『類纂』第二類388頁(B118)によれば、公布(発令)日は27日である。
G	33	『類纂』第二類393頁(B122)によれば、公布(発令)日は25日である。「年別索引」23頁では「廃止 昭二年訓令甲二三」と記載されている。
G	34	『類纂』第二類420頁(B134)、『全集』第二類124ノ2頁によれば、公布(発令)日は22日である。改正沿革：大正元年第19号。
G	35	『諸規程』181頁(C24)、『諸規程』233頁(C50)、『類纂』第二類418頁(B133)、『全集』第二類121頁によれば、公布(発令)日は8日である。改正沿革：明治45年第4号、大正2年第24号。
G	36	改正沿革：大正4年第3号。
G	37	本書では「別冊」(令規本文)が省略されている。『全集』第一類54ノ57頁(ただし令規本文は省略されている)によれば、公布(発令)日は8日である。
G	38	『類纂』第一類15頁(B20)によれば、公布(発令)日は20日である。「年別索引」19頁では「廃止 大一五年訓令甲五四」と記載されている。
G	39	本書163頁では「明治三十三年沖縄県訓令九十号 改正 四二年甲第二〇号」と表記されているが、本書に収録されている令規本文の内容は、『類纂』第一類16頁(B21)の明治42年7月29日訓令甲第20号「町村巡視規程」と同文である。明治39年版『沖縄県令達類纂』上巻16頁(A23)によれば、明治33年9月27日訓令第90号は「間切島巡視規程」であり、この「間切島巡視規程」を全面改正したものが「町村巡視規程」であると考えられる。そこで本一覧表では、『類纂』(B21)の表記に従い、G39の公布(発令)年月日、令規類型および令規番号をそれぞれ「明治42/07/29」、「訓令甲」、「20号」と表示した。
G	40	『全集』第二類65頁によれば、公布(発令)日は16日である。附則第2項で、明治34年訓令第96号「間切島出納検閲例規」を廃止。
G	41	『諸規程』191頁(C31)、『類纂』第二類391頁(B120)によれば、公布(発令)日は21日である。
G	42	『諸規程』102頁(C14)、『類纂』第二類312頁(B103)によれば、公布(発令)日は17日である。
G	43	『諸規程』189頁(C30)、『類纂』第二類389頁(B119)、『全集』第二類33頁によれば、公布(発令)日は11日である。
G	44	『諸規程』226頁(C45)によれば、発令日は18日である。
G	46	『諸規程』66頁(C9)、『類纂』第一類4頁(B6)によれば、公布(発令)日は10日である。
G	47	『諸規程』224頁(C42)によれば、発令日は19日である。
G	48	『諸規程』203頁(C36)によれば、公布(発令)日は22日である。
G	49	『諸規程』213頁(C40)および『諸規程』213頁(C41)によれば、発令按の日付は21日である。
G	50	本書192頁では通牌番号を「第一一四号」と表記しているが、『諸規程』208頁(C39)では「地第一一四号」と表記しており、本一覧表では後者の表記に従った。『諸規程』208頁(C39)によれば、発令日は22日である。

注：本表において、『諸規程』とは『沖縄県町村諸規程』、『類纂』とは明治44年版『沖縄県令達類纂』、『全集』とは『現行沖縄県令規全集 加除自在』(国立国会図書館所蔵本)をさし、「年別索引」とは『現行沖縄県令規全集 加除自在』(国立国会図書館所蔵本)の「年別索引」をさす。